

海外における規格基準調査

コーデックスにおける汚染物質基準、WHO 並びに欧州における泉源水管理方法等に関する情報、米国のミネラルウォーターの規制状況等を表に示すように収集した。

参考資料

1. Codex standard for natural mineral waters.: Codex Stan 108-1981, Rev.1-1997.
2. General standard for bottled/packageged drinking waters(other than natural mineral waters).: Codex Stan 227-2001.
3. Code of hygienic practice for bottled/packageged drinking waters(other than natural mineral waters).:CAC/RCP48-2001.
4. Recommended International code of hygienic practice for the collecting, processing and marketing of natural mineral waters.: CAC/RCP33-1985.
5. Guidelines for drinking-water quality, 2nd ed. Vol. 2 Health criteria and other supporting information, 1996 (pp. 940-949) and Addendum to Vol. 2 . 1998 (pp. 281-283) Geneva, World Health Organization.
6. On the quality of water intended for human consumption: Council directive 98/83/EC of 3 November 1998, Official Journal of the European Community, L 330, 05.12.1998
7. Bottled water: 21CFR165.110, the U.S. Government Printing Office, Revised as of April 1, 2001

ミネラルウォーター-汚染物質基準対照表

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83	米国 CFR21.165	環境基本法	備考	
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケー ジドウォーター			一般の水	ボトルドウォーター	水質汚濁に係 る環境基準		
1	一般細菌	微生物	100	100	病原微生物が 不検出	病原微生物が 不検出	100	22°Cで100 37°Cで20	なし		CFU/ml	
2	大腸菌群	微生物	不検出	不検出	別途	不検出	不検出	不検出	別途			
3	カミウム	無機物	0.01	0.01	0.003	0.003	0.01	0.003	0.005	0.005	0.01	
4	水銀	無機物	0.0005	0.0005	0.001	0.001	0.0005	0.001	0.001	0.002	0.0005	
5	セレン	無機物	0.01		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	
6	鉛	無機物	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05(0.01予定)	0.01	0.01	0.005	0.01	
7	バリウム	無機物	1		0.7	0.7	0.7	0.7		2		
8	ヒ素	無機物	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	
9	六価クロム	無機物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	
10	シアン	無機物	0.01	0.01	0.07	0.07	0.01	0.05	0.2		不検出	
11	硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒	無機物	10	10	硝酸:50 亜硝酸:0.02	硝酸:50 亜硝 酸:3(慢性0.2)	10(亜硝酸:監 視項目として)	硝酸:50 亜硝 酸:3(慢性0.2)	硝酸:50 亜硝酸:0.5	硝酸:10 亜硝酸:1	10	
12	フッ素	無機物	2	0.8	別途	1.5	0.8	1.5	1.5	0.8-2.4	0.8	
13	ホウ素	無機物	30		5	0.5	1(監視項目)	0.5	1		1	
14	亜鉛	無機物	5	1			1			5		
15	銅	無機物	1	1	1	2	1	2	2	1		
16	マンガン	無機物	2	0.3	0.5	0.5	0.05	0.5	0.05	0.05		
17	有機物等	有機物	12	10			10					
18	硫化物	無機物	0.05									
19	有機リン	有機物		0.1					硫黄として250	250		
20	鉄	無機物		0.3			0.3		0.2	0.3		
21	塩素イオン	無機物		200			200			塩化物250		
22	カルシウム・マグネシ ウム等(硬度)	無機物		300			300					
23	蒸発残留物			500			500			500		
24	陰イオン界面活 性剤			0.5			0.2					
25	フェノール類	有機物		0.005			0.005			0.001		
26	pH値			5.8-8.6			5.8-8.6		6.5-9.5			
27	味			異常でないこと			異常でないこと		異常でないこと			
28	臭気			異常でないこと			異常でないこと		異常でないこと			
29	色度			5度以下			5度以下		異常でないこと	No.3以下		
30	濁度			2度以下			2度以下		異常でないこと	15単位以下		
31	アンチモン	無機物			0.005	0.005	0.002(監視項 目)	0.005	0.005	0.006		
32	ニッケル	無機物			0.02	0.02	0.01(監視項目)	0.02	0.02	0.1		
33	四塩化炭素	有機物				0.002	0.002	0.002	0.002	0.005	0.002	
34	1,2-ジクロロエタン	有機物				0.03	0.004	0.03	0.03	0.005	0.004	

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83 一般の水	米国 CFR21.165 ボトルドウォーター	環境基本法 水質汚濁に係 る環境基準	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケ ジドウォーター						
37	シス-1,2-ジクロロエチレン	有機物			0.05(1,2-として)	0.04(トランスは監視項目として0.04)	0.05(1,2-として)		0.07(トランスは0.1)	0.04(トランスは0.04)	
38	テトラクロロエチレン	有機物			0.04	0.01	0.04		0.005	0.01	
39	1,1,2-トリクロロエタン	有機物				0.006			0.005	0.006	
40	トリクロロエチレン	有機物			0.07	0.03	0.07		0.005	0.03	
41	ベンゼン	有機物			0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.01	
42	クロロホルム	消毒副生成物			0.2	0.06	0.2			0.06(要監視)	
43	ジブロモクロロメタン	消毒副生成物			0.1	0.1	0.1				
44	ブロモジクロロメタン	消毒副生成物			0.06	0.03	0.06				
45	ブロモホルム	消毒副生成物			0.1	0.09	0.1				
46	総トリハロメタン	消毒副生成物				0.1		0.1	0.10		
47	1,3-ジクロロプロペン	農薬			0.02	0.002	0.02			0.002	
48	シマジン	農薬			0.002	0.003	0.002		0.004	0.003	
49	チラウム	農薬				0.006				0.006	
50	チオベンカルブ	農薬				0.02				0.02	
51	ナトリウム	無機物				200		200			
52	1,1,1-トリクロロエタン	有機物			2	0.3	2		0.20	1	
53	モリブデン	無機物			0.07	0.07(監視項目)	0.07			0.07(要監視)	
54	ウラン	無機物			0.002	0.002(監視項目)	0.002				
55	塩化ビニル	有機物			0.005		0.005	0.0005	0.002		
56	トルエン	有機物			0.7	0.6(監視項目)	0.7		1	0.6(要監視)	
57	キシレン	有機物			0.5	0.4(監視項目)	0.5		10	0.4(要監視)	
58	エチルベンゼン	有機物			0.3		0.3		0.7		
59	スチレン	有機物			0.02		0.02		0.1		
60	ベンゾ(a)ピレン	有機物			0.0007		0.0007	0.00001	0.0002		
61	モノクロロベンゼン	有機物			0.3		0.3		0.1		
62	1,2-ジクロロベンゼン	有機物			1		1		0.6		
63	1,3-ジクロロベンゼン	有機物			0.3		0.3				
64	1,4-ジクロロベンゼン	有機物			0.3	0.3(p-として監視項目)	0.3		0.075	0.3(p-として)	
65	トリクロロベンゼン類(合計値)	有機物			0.02		0.02		1,2,4-トリクロロベンゼンとして0.07		
66	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物			0.08		0.08				
67	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物			0.008	0.06(監視項目)	0.008			0.06(要監視)	
68	アクリルアミド	有機物			0.0005		0.0005	0.0001			
69	エピクロロヒドリン	有機物			0.0004		0.0004	0.0001			

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83 一般の水	米国 CFR21.165 ボトルウォーター	環境基本法 水質汚濁に係 る環境基準	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケ ジド・ウォーター						
70	ヘキサクロロアジエン	有機物			0.0006		0.0006				
73	酸化トリプチルス	有機物			0.002		0.002				
74	マイクロシチン	有機物			0.001		0.001				
75	アラクロル	農薬			0.02		0.02		0.002		
76	アルディカルブ	農薬			0.01		0.01				
77	アルドリノ/ティルトリ	農薬			0.00003		0.00003				
78	アトラジン	農薬			0.002		0.002		0.003		
79	ベンタゾン	農薬			0.3	0.2(監視項目)	0.3				
80	カルホフラン	農薬			0.007	0.005(監視項目)	0.007		0.04		
81	クロルデン	農薬			0.0002		0.0002		0.002		
82	クロトルエン	農薬			0.03		0.03				
83	シアナジン	農薬			0.0006		0.0006				
84	DDT	農薬			0.002		0.002				
85	1,2-ジプロモ-3-ク ロプロバン	農薬			0.001		0.001		0.0002		
86	1,2-ジプロモエタン	農薬			0.0004		0.0004		0.00005		
87	2,4-D	農薬			0.03	0.03(監視項目)	0.03		0.07		
88	1,2-ジクロプロバン	農薬			0.04	0.06(監視項目)	0.04		0.005	0.06(要監視)	
89	ジクワット	農薬			0.01		0.01		0.02		
90	ヘプタクロル・ヘプタ クロルエボキシト	農薬			0.00003		0.00003		ヘプタクロル0.0004 エボキシト0.0002		
91	ヘキサクロロベンゼン	農薬			0.001		0.001		0.001		
92	イソプロチオラン	農薬			0.009		0.009				
93	リンデン	農薬			0.002		0.002		0.0002		
94	MC暫定A	農薬			0.002		0.002				
95	メキシクロル	農薬			0.02		0.02		0.04		
96	メラクロル	農薬			0.01		0.01				
97	モリネート	農薬			0.006		0.006				
98	ベンデイメタリン	農薬			0.02		0.02				
99	ヘンタクロロフェノール	農薬			0.009		0.009		0.001		
100	ヘルメスリン	農薬			0.02		0.02				
101	ブメハニル	農薬			0.02		0.02				
102	ピリテート	農薬			0.1		0.1				
103	トリフルラリン	農薬			0.02		0.02				
104	2,4-DE	農薬			0.09		0.09				
105	ジクロロプロップ	農薬			0.1		0.1				
106	フェプロップ	農薬			0.009		0.009		0.05		
107	メコプロップ	農薬			0.01		0.01				
108	2,4,5-T	農薬			0.009		0.009				
109	TBA	農薬			0.007		0.007				
110	モノジートリクロミン	消毒剤			3		3				

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83 一般の水	米国 CFR21.165 ボトルウォーター	環境基本法 水質汚濁に係 る環境基準	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケ ジドウォーター						
111	塩素	消毒剤				5	5	0.25			
112	臭素酸	消毒剤				0.025	0.025	0.01			
115	ホルムアルデヒド	消毒副生成物				0.9	0.08(監視項目)	0.9			
116	ブロモホルム	消毒副生成物				0.1		0.1			
117	ジクロロ酢酸	消毒副生成物				0.05	0.02(監視項目)	0.05			
118	トリクロロ酢酸	消毒副生成物				0.1	0.3(監視項目)	0.1			
119	抱水クロラール	消毒副生成物				0.01	0.03(監視項目)	0.01			
120	ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.09	0.08(監視項目)	0.09			
121	シブプロアセトニトリル	消毒副生成物				0.1		0.1			
122	トリクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.001		0.001			
123	塩化シアン(シアン として)	消毒副生成物				0.07		0.07			
124	全アルファ放射能	放射性物質				0.1		0.1			Bq/L
125	全ベータ放射能	放射性物質				1		1			Bq/L
126	イソキサチオン	農薬					0.008(監視項)			0.008	
127	ダイアジノン	農薬					0.005(監視項)			0.005	
128	フェントロチオン	農薬					0.003(監視項)			0.003	
129	イソプロチオラン	農薬					0.04(監視項目)			0.04	
130	クロタロニル	農薬					0.05(監視項目)			0.05(要監視)	
131	プロピサミド	農薬					0.05(監視項目)			0.008(要監視)	
132	ジクロルホス	農薬					0.008(監視項)			0.008(要監視)	
133	フェンカルブ	農薬					0.03(監視項目)			0.03(要監視)	
134	クロルニトロフェン	農薬					0.005(監視項)				
135	イプロヘンホス	農薬					0.008(監視項)			0.008(要監視)	
136	EPN	農薬					0.006(監視項)			0.006(要監視)	
137	トリクロピル	農薬					0.006(監視項)				
137	農薬毎	農薬						0.0001			
138	総農薬	農薬						0.0005			
139	多環芳香族炭 化水素	有機物						0.0001			
140	テトラクロロエタン及 びトリクロロエタン	有機物						0.01			
141	アルミニウム	無機物						0.2			
142	アンモニア	有機物						0.5			
143	導電率							2500			
144	Oxidisability							5			S/cm at 20°C
145	総有機炭素	有機物						異常な変化が ないこと			O2として
146	トリチウム	放射性物質						100			Bq/l
147	総放射線?量							0.1			mSv/年
148	ヘリウム	無機物							0.004		

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83 一般の水	米国	環境基本法	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケ ジドウォーター				CFR21.165 ボトルドウォーター	水質汚濁に係 る環境基準	
149	ナリウム	無機物							0.002		
150	タラホソ	農薬							0.2		
153	エンドタル	農薬							0.1		
154	エンドリン	農薬							0.002		
155	グリホサート	農薬							0.7		
156	ヘキサクロシクロペン タジエン	農薬									
	オキサミル								0.05		
157	PCB類(テカクロ ビフェニールとして)	農薬							0.2		
158	ビクロラム	農薬							0.0005	不検出(PCB)	
159	2,3,7,8-TCDD(ダ イオキシン)								0.5		
160	トキサフェン	農薬					1pgTEQ/L(監 視項目)		0.00000003		
161	アルミニウム	無機物							0.003		
162	銀	無機物							0.2		
163	オキシン銅(有機銅)	農薬							0.1		
164										0.04(要監視)	